

津市火災原因損害調査要綱

平成 1 8 年 1 月 1 日消防本部訓第 3 6 号

改正 平成 1 8 年 4 月 1 日消防本部訓第 6 0 号
平成 1 9 年 1 月 1 日消防本部訓第 1 号
平成 2 5 年 3 月 2 9 日消防本部訓第 8 号
平成 2 6 年 3 月 2 5 日消防本部訓第 5 号
平成 2 8 年 3 月 2 8 日消防本部訓第 6 号
平成 2 9 年 3 月 3 0 日消防本部訓第 1 3 号
令和 3 年 2 月 3 日消防本部訓第 1 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）
第 2 章 調査体制（第 5 条－第 8 条）
第 3 章 調査の実施
第 1 節 通則（第 9 条－第 1 4 条）
第 2 節 火災原因調査（第 1 5 条－第 2 4 条）
第 3 節 火災損害調査（第 2 5 条－第 3 5 条）
第 4 章 報告（第 3 6 条）
第 5 章 雑則（第 3 7 条－第 4 1 条）

附則

第 1 章 総則
（趣旨）

第 1 条 この要綱は、火災の原因及び損害の調査（以下「調査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義等は、別表に定めるとおりとする。

（調査の目的）

第 3 条 調査は、火災の原因及び損害を明らかにするとともに、火災予防対策等に必要な資料を得ることを目的とする。

（調査の種類等）

第4条 調査は、火災原因調査及び火災損害調査の2種類とする。

2 火災原因調査は、次の各号に掲げる事項を明らかにするために行い、その範囲は、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- (1) 出火原因等 火災発生の原因、経緯及び出火時刻並びに出火箇所
- (2) 延焼経過 火災の延焼経路及び延焼拡大した素因
- (3) 初期消火の状況 消防隊到着までに行われた関係者等による初期消火活動の状況
- (4) 避難の状況 火災現場における避難者及び要救助者の行動の状況
- (5) 消防用設備等活用の状況 消火設備、警報設備、避難設備等の作動及び活用状況
- (6) 火災通報の状況 火災発生から消防機関に通報されるまでの経緯
- (7) その他消防行政上必要な事項 出火場所の過去の火災発生状況、消防法令違反状況等消防行政上必要な事項

3 火災損害調査は、次の各号に掲げる事項を明らかにするために行い、その範囲は、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- (1) 焼き損害 火災による焼け、熱による破損等の損害
- (2) 消火損害 消火行為による水損、破損、汚損等の損害
- (3) 爆発損害 爆発現象の破壊作用により受けた破損等の損害
- (4) 死傷者 火災及び消火活動、救助活動、避難行動等によって、火災現場又はその周辺において死傷した者

第2章 調査体制

(調査の指揮等)

第5条 調査は、各消防署長（以下「署長」という。）の総括指揮の下、指揮隊長、分署長及び分遣所長が調査を担当する職員（以下「調査員」という。）を指揮して実施する。

2 署長は、特に必要があると認めるときは、消防長に報告し、その指示を受けることができる。

(応援要請)

第6条 署長は、調査困難その他特に必要があると認めるときは、予防課長に対し、所属職員の応援を要請することができる。

2 応援要請を受けた予防課長は、署長と協議し、原因究明に努めなければならない。

(調査員)

第7条 調査員は、消防本部の調査員（以下「本部調査員」という。）と各消防署（以下「消防署」という。）の調査員（以下「消防署調査員」という。）とし、次に定める者とする。

- (1) 本部調査員は、消防長が指定した者とし、消防署に派遣されたときは、所轄署長の指揮を受け調査活動を行う。
- (2) 消防署調査員は、署長が指名した者とし、調査は、消防署相互に応援できるものとする。また、派遣されたときは、所轄署長の指揮を受け調査活動を行う。

（調査員の心得）

第8条 調査員は、調査の適正な進捗、調査の公正性の確保等のため、常に次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 相互に緊密に連携し、迅速かつ適正な調査の進捗に努めること。
- (2) 不審又は不明な点については、綿密かつ細心の注意を払うなど、徹底した究明に努めること。
- (3) 公正を旨とし、常に関係者の任意の協力を得るように努めること。
- (4) 常に必要な知識及び技能の習得を図るなど、調査能力の向上に努めること。
- (5) 警察官その他関係機関の職員との連絡を密にするなど、調査の円滑な推進に努めること。
- (6) 調査によって知り得た事項をみだりに部外者に漏らさないこと。
- (7) 調査対象の火災に関する民事紛争に関与しないこと。

第3章 調査の実施

第1節 通則

（火災分類等）

第9条 火災の種別は、通常の種類に区分する。この場合において、火災の種別が2以上複合するときは、焼き損害額の大きいものの種別による。同額又は対比できないときは、火元の消防対象物の属する種別の火災として取り扱うものとする。

- 2 「爆発」は、爆発現象により、建物等の損害が発生したが、焼き損害がなかった場合に爆発として取り扱うものとする。

（腕章着用及び身分の明示）

第10条 調査を実施する調査員は、査察員腕章（第1号様式）を着用するとともに、関係者から要求があったときは、その身分を明示しなければならない

い。

（調査員の指名等）

第 1 1 条 署長は、個々の火災について担当する調査員を指名するとともに、火災の規模等に応じて調査班を編成し、班長を指名して調査を総括させるものとする。

（消防隊指揮者の配意事項）

第 1 2 条 消防隊指揮者は、消火活動の実施に当たって物の移動、破壊等を行うときは、必要最小限にとどめるとともに、現状を記録するなど調査に必要な措置を講じなければならない。

（消防隊指揮者による現場保存）

第 1 3 条 消防隊指揮者は、調査のために必要があると認めるときは、警察官と協議して現場保存区域を設定するとともに、監視員の配置など、的確な現場保存に努めなければならない。

（消防隊員による現場保存）

第 1 4 条 消防隊員は、消火活動実施に当たって火災状況等の見分に努め、署長等から指示があったときは、その見分結果を火災出場時における見分調書（第 2 号様式）として提出しなければならない。

第 2 節 火災原因調査

（調査員による現場見分及び結果報告）

第 1 5 条 現場見分に当たる調査員は、火災現場その他関係する場所、物件等について、綿密な見分に努めるとともに、その結果を現場見分調書（第 3 号様式）に作成しなければならない。

（立会者の確保）

第 1 6 条 前条の現場見分は、必ず関係者の立会いを得て行わなければならない。

2 関係者の立会いは、18 歳未満の少年（以下「少年」という。）及び立会者として不適当と認められる者については、立会者としてはならない。ただし、これらの者の立会いが特に必要なときは、署長に報告の上、保護者等の承諾又は立会いを得て行わなければならない。

（写真撮影及び図面作成）

第 1 7 条 現場見分に当たる調査員は、必要に応じ、写真撮影及び図面作成を行うとともに、作成に当たっては、適切な範囲を選定するなど、作成目的を正確に表現するよう努めなければならない。

2 写真撮影に当たって必要なときは、立会人等の関係者を配して撮影するものとする。

3 写真は、写真貼（ちょう）付用紙（第4号様式及び第4号様式の2）に貼（ちょう）付し、写真原版は、写真保存袋（第5号様式）に収納して整理しなければならない。

（関係者に対する質問等）

第18条 調査員は、火災の関係者に対して、必要な事項について質問し、火災状況等の把握に努めなければならない。

2 関係者の供述が伝聞によるときは、当事者に直接質問し、供述の正確を期するよう努めなければならない。

3 質問は、必ず供述者の任意の協力を得て行わなければならない。

4 少年又は供述者として不適当と認められる者に対して質問を行うときは、署長に報告の上、保護者等の承諾又は立会いを得て行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、署長に報告の上、承諾又は立会いを省略することができる。

(1) 年齢その他の事情を考慮して、支障がないと判断される場合

(2) 立会人を付して行うことによって、真実の供述が得られないと判断される場合

5 質問により知り得た事項で、調査上必要と認めるものは、質問調書（第6号様式）として作成しなければならない。

（官公署への照会）

第19条 署長は、調査上必要があると認めるときは、火災調査関係事項照会書（第7号様式）によって関係官公署に対し、当該事項を照会することができる。

（資料の収集）

第20条 調査員は、火災状況等を明らかにするため、必要な資料を収集しなければならない。

2 資料収集は、関係者又は火災の原因である疑いがあると認められる製品を製造し、若しくは輸入した者から任意の提出を受けて行わなければならない。

3 任意の提出が得られないときは、資料提出命令書（第8号様式）によって提出を求めなければならない。

4 前項によって提出を受けた資料は、資料提出書（第9号様式）を付し、資料を受領したときは、資料保管書（第10号様式）を交付するものとする。

ただし、提出者が所有権を放棄したときは、その交付書を省略することができる。

- 5 資料の収集に当たり必要があるときは、収集前及び収集状況を明らかにする写真又は図面を作成しなければならない。

(資料の保管)

第21条 調査員は、収集した資料に資料保管票（第11号様式）を付し、保管品台帳（第12号様式）に記録しなければならない。

(資料の鑑定等)

第22条 調査員は、収集した資料について必要な鑑定、試験及び検査（以下「鑑定等」という。）を行い、その結果を鑑定等の結果調書（第13号様式）に作成しなければならない。

- 2 署長は、収集した資料について必要があると認めるときは、鑑定等依頼書（第14号様式）によって、官公署又は学識経験者等による鑑定等を依頼する。この場合、提出者が所有権を放棄していない資料については、鑑定等処分承諾書（第15号様式）によって承諾を得なければならない。

(資料の返還)

第23条 提出を受けた資料について調査の目的を達したときは、資料保管書と引換えに資料を返還しなければならない。

(火災原因の判定)

第24条 火災原因は、出火原因、延焼経緯、火災出場時における見分、現場見分、関係者の供述、鑑定結果等を総合的に検討し、科学的考察を加え合理的に判断して決定しなければならない。

- 2 判定が困難な場合は、署長に報告し、現場の再見分、資料等の再検討、調査員全員による検討会の開催等、慎重かつ徹底した措置を講じなければならない。
- 3 火災原因の判定結果は、火災原因判定書（第16号様式）に作成しなければならない。この場合において、判定に至った経緯及びその証明等について明確かつ具体的に記録しなければならない。
- 4 第1項の出火原因は、次のとおり分類する。

- (1) 発火源
- (2) 経過
- (3) 着火物

第3節 火災損害調査

(り災物件の調査)

第 2 5 条 調査員は、火災又は消火活動によって破損し、破壊し、又は汚損したすべてのものの状況について、綿密に調査しなければならない。

2 前項の調査は、必ず関係者の立会いを得て行わなければならない。この場合においては、第 1 6 条第 2 項の規定を準用する。

3 調査員は、関係者に対して質問し、り災状況等の把握に努めなければならない。この場合においては、第 1 8 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

(り災申告書)

第 2 6 条 署長は、調査上必要があると認めるときは、関係者に対し、次によってり災申告書の提出を求めることができる。ただし、り災申告書の提出を求めることができない場合又は被害軽微等でその必要がない場合は、この限りでない。

- (1) 建物等不動産り災申告書（第 1 7 号様式の 1）
- (2) 収容物り災申告書（第 1 7 号様式の 2）
- (3) 車両・船舶・航空機り災申告書（第 1 7 号様式の 3）
- (4) 立木・その他り災申告書（第 1 7 号様式の 4）

(焼損の程度)

第 2 7 条 火災による焼損の程度は、次の区分による。

- (1) 建物の焼損は、1 棟ごとに次の 4 種に区分する。

- ア 全焼
- イ 半焼
- ウ 部分焼
- エ ぼや

- (2) 車両、船舶及び航空機の焼損程度は、1 台（隻、機）ごとに前号の区分を準用する。

- (3) 前 2 号に定める以外の物の焼損程度については、第 1 号の区分を準用する。ただし、山林、原野その他これらに類する火災については、この限りでない。

(建物の構造区分)

第 2 8 条 建物の構造は、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）の規定に従い、次の 6 種に区分する。

- (1) 木造建築物

- (2) 防火構造建築物
 - (3) 準耐火建築物（木造）
 - (4) 準耐火建築物（非木造）
 - (5) 耐火建築物
 - (6) その他の建築物
- （階数の算定）

第 29 条 建物の階数は、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）の規定に従い算定する。

（棟数の算定）

第 30 条 棟数の算定は、独立した建物 1 をもって 1 棟とする。ただし、渡り廊下等で 2 以上の棟が接続しているときは、当該建物は、別棟とし、渡り廊下等は、折半してそれぞれの棟に含める。

（焼損面積の算定）

第 31 条 焼損面積は、次の区分によって算定する。

- (1) 建物の焼損は、焼損床面積及び焼損表面積に区分して算定する。
 - ア 焼損床面積は、建物の焼損が立体的に及んだ場合、焼損したことによって機能が失われた部分の床面積を焼損床面積として算定する。
 - イ 焼損表面積は、建物の焼損が部分的である場合（立体的に焼損が及ばなかった場合）、当該部分の焼損部分を焼損表面積として算定する。
- (2) 林野の焼損面積は、当該部分の水平投影面積による。
- (3) 建物の水損、破損及び汚損については、第 1 号の算定に準ずる。

（世帯数の算定）

第 32 条 世帯数の算定は、住居及び家計を共にする者又は 1 人で住居し、家計を維持する者ごとに、1 世帯とする。

（世帯のり災程度）

第 33 条 世帯のり災程度は、世帯ごとに、次の 3 種類に区分する。

- (1) 全損
- (2) 半損
- (3) 小損

（損害額の算定）

第 34 条 損害額は、次の区分によって算定する。

- (1) 建物は、規模、構造、仕上げその他の状況に応じ、り災時における再建築費を算出し、建物の耐用年数、経過年数及び損耗の程度に応じた減価償

却方式による。

- (2) 車両、船舶、航空機、構造物、機械装置、器具及び備品等は、取得価格を基準とし、耐用年数及び経過年数に応じた減価償却方式による。
- (3) 家具、衣類、寝具、器具、工具等は、取得価格、使用年数及び使用状況を考慮して償却した価格による。
- (4) 書画、骨とう、美術工芸品及び宝石類等は、社会通念上評価されている価格による。
- (5) 商品は、り災時における販売価格による。
- (6) 製品及び半製品は、原料の価格に工賃を加算した原価による。
- (7) 原料及び材料は、仕入価格（自家製造の物は、原価）による。
- (8) 立木は、立木の評価基準（昭和54年農林水産省告示第165号）を参考として行う。
- (9) 前各号以外の物件は、り災時の価格による。

2 前項の規定により算定した損害額は、火災損害調査書（第18号様式の1）及び損害明細書（第18号様式の2から第18号様式の5まで）として作成しなければならない。

（死傷者）

第35条 死傷者は、火災現場において火災に直接起因して死傷した者とし、次の区分による。

- (1) 消防職員、消防団員その他消防活動に関係ある者については、火災の覚知から現場引揚げまでの間に死傷した者
- (2) 前号に定める者以外の者については、現場内において死傷した者
- (3) 前2号の負傷者で、負傷後48時間以内及び48時間を経過して30日以内に死亡した者は、火災による死亡者として取り扱う。

2 負傷の程度は、次の区分による。

- (1) 重症
- (2) 中等症
- (3) 軽症
- (4) 30日死者（負傷後48時間を経過して30日以内に死亡した者）

3 死傷者が発生したときは、その状況を調査し、その結果を負傷者調査書（第19号様式）及び死者調査書（第20号様式）として作成しなければならない。

第4章 報告

(調査結果報告)

第36条 調査員は、原則として火災発生日から起算して60日以内に、火災原因損害調査報告書(第21号様式)を作成し、署長に報告しなければならない。ただし、調査が長期にわたるときは、署長にその理由及び調査の中間結果を報告するものとする。

2 前項の火災原因損害調査報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 付近見取図、現場配置図及び写真
- (2) 火災原因判定書
- (3) 火災出場時における見分調書
- (4) 現場見分調書、現場図面及び写真
- (5) 質問調書
- (6) 火災調査関係事項照会書及び同回答書
- (7) 鑑定等の結果調書
- (8) 鑑定等依頼書及び鑑定書
- (9) 火災損害調査書
- (10) 損害明細書
- (11) り災申告書
- (12) 負傷者調査書
- (13) 死者調査
- (14) その他参考資料

3 前項の添付書類は、火災の規模等に応じ、その一部を省略することができる。この場合は、あらかじめ署長にその旨を報告しなければならない。

4 署長は、調査結果について必要があると認めるときは、消防長に報告するものとする。

第5章 雑則

(調査結果書類の保存)

第37条 前条の規定によって作成した調査結果書類は、津市文書管理規程(平成18年津市訓令第6号)の定めに従い、保存しなければならない。

(火災証明の処理)

第38条 署長は、関係者から火災に関する証明書を求められたときは、り災証明事務処理要綱によって処理しなければならない。

(官公署照会等に対する回答)

第39条 署長は、調査した火災について官公署等から照会を受けたときは、

消防長に報告し、火災原因損害調査報告書の謄本又は抄本によって回答するものとする。

- 2 照会が火災原因損害調査報告書により難しいときは、照会内容を精査し、対応するものとする。

(爆発その他災害の調査)

第40条 危険物及び高圧ガス、毒物、劇物等の漏えい、流出その他これに類する災害の調査は、前各条の規定を準用する。

(委任)

第41条 この要綱の施行に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に合併前の火災原因損害調査要綱（平成6年津市消防本部訓第3号）又は解散前の久居地区広域消防組合火災調査要綱（平成10年久居地区広域消防組合訓令第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年4月1日消防本部訓第60号）

この訓は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月1日消防本部訓第1号）

この訓は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日消防本部訓第8号）

この訓は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日消防本部訓第5号）

この訓は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日消防本部訓第6号）

この訓は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日消防本部訓第13号）

この訓は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月3日消防本部訓第1号）

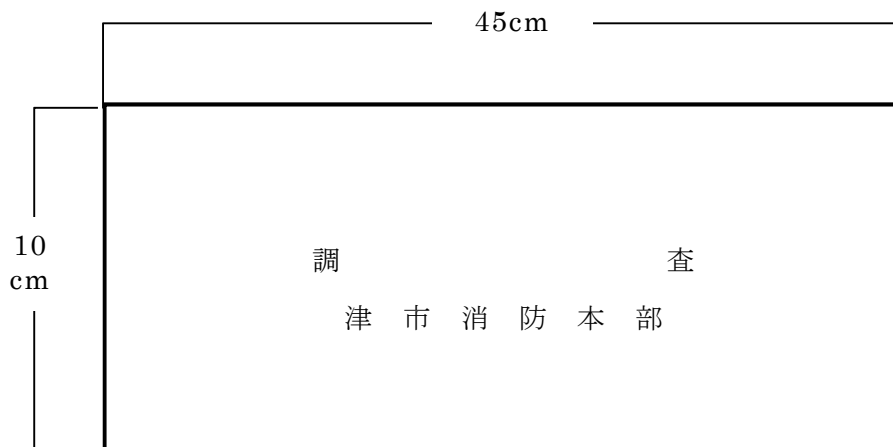
この訓は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

用 語		用 語 の 意 義 等
火	災	人の意図に反して発生若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするものの又は人の意図に反して発生し、若しくは拡大した爆発現象をいう。
建 物	火 災	建物又はその収容物が焼損した火災をいう。
林 野	火 災	森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。
車		自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。
両	自動車車両	鉄道車両以外の車両で原動機によって運行することができる車両をいう。
火 災	鉄 道 車 両	鉄道事業法における旅客及び貨物の運送を行うための車両又はこれに類する車両をいう。
船 舶	火 災	船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。
航 空 機	火 災	航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。
そ の 他	火 災	前記に掲げる火災以外の火災をいう。
爆	発	人の意図に反して発生し、又は拡大した爆発現象をいう。「爆発現象」とは、化学変化による爆発の一つの形態であり、急速に進行する化学反応によって多量のガスと熱を発生し、爆鳴、火災及び破壊作用を伴う現象をいう。
全	焼	建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の 70 パーセント以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。
半	焼	建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の 20 パーセント以上のもので全焼に該当しないものをいう。
部 分	焼	建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の 20 パーセント未満のものでぼやに該当しないものをいう。
ぼ	や	建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の 10 パーセント未満であり、焼損床面積が1平方メートル未満のもの、建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の 10 パーセント未満であり、焼損表面積が1平方メートル未満のもの又は収容物のみ焼損したものをいう。
全	損	建物（収容物を含む。以下半損及び小損において同じ。）の火災損害額が火災前の建物の評価額の 70 パーセント以上のものをいう。
半	損	建物の火災損害額が火災前の建物の評価額の 20 パーセント以上で全損に該当しないものをいう。
小	損	建物の火災損害額が火災前の建物の評価額の 20 パーセント未満のものをいう。
火		火災によって受けた直接的な損害をいい、消火のために要した経費、焼け跡整理費、火災のための休業による損失等の間接的な損害を除く。

災 損 害	焼 き 損 害	火災によって焼けた物及び熱によって破損した物等の損害をいう。
	消 火 損 害	消火活動によって受けた水損、破損、汚損等の損害をいう。
	爆 発 損 害	爆発現象の破壊作用により受けた損害のうち、焼き損害、消火損害の損害をいう。
重	症	傷病の程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上のものをいう。
中	等 症	傷病の程度が重症又は軽症以外のものをいう。
軽	症	傷病の程度が入院加療を必要としないものをいう。
4 8 時 間 死 者		火災によって負傷したものが負傷後 48 時間以内に死亡したものをいう。
3 0 日 死 者		火災によって負傷したものが負傷後 48 時間を経過して 30 日以内に死亡したものを 30 日死者という。
住	宅	一般世帯が入居するものをいう。
共 同 住 宅		一般世帯が2世帯以上それぞれ独立して生活を営むことができるように隔壁で区画されており、かつ、共有部分のあるものをいう。
寄 宿 舎		1人で独立した家計を維持するものの集まりが居住する建物で、個々の炊事施設を有しないものをいう。
事 務 所		机上事務又はこれに類する事務が行われているものをいい、会議室、受付室、タイプ室、守衛室、小使室、銀行の窓口その他これらに類するものを含む。
店	舗	卸売、小売その他商品を直接取り扱って取引が行われているものをいう。
工	場	機械又は器具等を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装等の作業が行われているもので比較的規模が大きく機械化の程度が高いものをいう。
作 業 場		機械又は器具等を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装等の作業が行われているもので比較的規模が小さく機械化の程度が低いものをいう。
倉	庫	商品、製品、原料、材料その他事業に関係のある物品を保管又は貯蔵するものをいう。
納	屋	農機具、肥料、農産物その他農業に関係のある物品を収納するものをいう。
物	置	家庭生活に関係のある物品を収納するものをいう。
置	場	物品を置くだけのもので、通常壁面が開放となっているものをいう。
車	庫	車両又はこれに類するものを格納するものをいい、飛行機格納庫、艇庫その他これらに類するものを含む。
養 畜 舎		家畜その他鳥類、獣類若しくは爬虫類を飼育し、又はこれらを入れておくものをいう。

第 1 号様式（第 1 0 条関係） 査察員腕章



地 色 : 黄色（蛍光塗料）

文字 : 赤色 調査
黒色 津市消防本部

仕様 : 布製
マジックバンド（止め）

第 2 号様式（第 1 4 条関係）

火災番号 総合

火 災 出 場 時 に お け る 見 分 調 書

年 月 日

見分者 所 属

階 級

氏 名 ⑩

年 月 日

において発生した火

災について、本職は、 として出場し、次のとおり見分しました。

記

第 3 号様式（第 1 5 条関係）

火災番号 総合

現 場 見 分 調 書									
年 月 日									
見分者 所 属									
階 級									
氏 名 ⑩									
年 月 日 において発生した火									
災について、本職は、そのり災状況を明らかにするため、関係者の承諾を得て次のとおり見分しました。									
日 時	年 月 日		時 分	開始					
	年 月 日		時 分	終了					
場 所									
立 会 人					火 元 者 との関係				

写 真 撮 影 報 告 書

年 月 日

報告者 所 属
階 級
氏 名

印

撮影日時 (第1回)	(元号) 年 月 日 時 分 ～ 時 分 までの間							
撮影日時 (第 回)	(元号) 年 月 日 時 分 ～ 時 分 までの間							
撮影日時 (第 回)	(元号) 年 月 日 時 分 ～ 時 分 までの間							
撮影日時 (第 回)	(元号) 年 月 日 時 分 ～ 時 分 までの間							
撮影場所								
撮影者 職氏名								
参考事項								
写真添付 状 況	添付写真枚数	枚	CD-R	枚				
備 考								

第4号様式の2(第17条関係)

(番号)	写真N0	第	回撮影分	(概要記入)
(番号)	写真N0	第	回撮影分	(概要記入)

第 5 号様式（第 1 7 条関係）

		11cm	
24 cm	写 真 保 存 袋		
	火 災 年 月 日	年 月 日	
	出 火 場 所	市 町	
	C D - R 写 真 保 存 枚 数		枚

第 6 号様式（第 1 8 条関係）

火災番号 総合

質	問	調	書
住 所			
職			
氏 名 (生年月日 年 月 日)			
上 記 の 者 は 、 年 月 日 時 分 ごろ において、 年 月 日発生した に関し、 本職の行った質問に対し、任意に次のとおり供述しました。			
質問者 所 属			
階 級			
氏 名 ⑩			
被質問者（該当者を○で囲む）			
出火行為者・火元者・発見者・通報者・初期消火者・その他の関係者（ ）			

第 7 号様式（第 1 9 条関係）

火 災 調 査 関 係 事 項 照 会 書

津市消 署第 号
年 月 日

様

津市 消防署長 （氏 名） 印

火災調査のため必要があるので、次の事項につき消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 32 条第 2 項の規定により照会します。

記

第 8 号様式（第 2 0 条関係）

資 料 提 出 命 令 書

津市消 署第 号
年 月 日

住 所

職

氏 名 様

津市 消防署長 （氏 名） 印

年 月 日 時 分 ころ 市 町 番地

において発生した火災について、火災調査のため必要がある

ので、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 32 条第 1 項 の規定により、次の資料の
第 34 条第 1 項

提出を命じます。

記

（教示）

この命令書に不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この命令書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 9 号様式（第 2 0 条関係）

資 料 提 出 書

年 月 日

（宛先）津市 消防署長

住 所

職

氏 名

⑨

年 月 日

において発生した火災

の調査資料として、提出命令（依頼）を受けた次の資料を提出します。

なお、使用後は、返還（処分）してください。

記

第 1 0 号様式（第 2 0 条関係）

資 料 保 管 書

年 月 日

（氏 名） 様

津市 消防署長 （氏 名） 印

年 月 日、あなたから提出された次の資料を保管しましたので
本書を交付します。ただし、目的終了後は、返還（処分）します。

返還の際は、本書と引換えに還付しますので、大切に保管してください。

記

第 1 1 号様式（第 2 1 条関係）

資 料 保 管 票		
火 災	年 月 日	年 月 日
	場 所	
資 料 番 号		第 号
保 管 日		年 月 日
提 出 者	住 所	
	氏 名	
返 還 の 要 否		要 否
保 管 責 任 者		
備 考		
10cm		
		15 cm

第 1 2 号様式（第 2 1 条関係）

保 管 品 台 帳

出 火 日 時 年 月 日 時 分 頃 出 火 場 所 火 元 者 住 所 職 氏 名 生 年 月 日 年 月 日 (歳)							
資料 番号	第 号	保 管 年 月 日	年 月 日	受 領 者 印		返 還 の 要 否	要 否
品 名					数 量		
届 出 者 住 所 氏 名							
所 有 者 住 所 氏 名							
処 理 て ん 末							
備 考							
資料 番号	第 号	保 管 年 月 日	年 月 日	受 領 者 印		返 還 の 要 否	要 否
品 名					数 量		
届 出 者 住 所 氏 名							
所 有 者 住 所 氏 名							
処 理 て ん 末							
備 考							
資料 番号	第 号	保 管 年 月 日	年 月 日	受 領 者 印		返 還 の 要 否	要 否
品 名					数 量		
届 出 者 住 所 氏 名							
所 有 者 住 所 氏 名							
処 理 て ん 末							
備 考							

第 13 号様式 (第 22 条関係)

鑑 定 等 の 結 果 調 書			
年 月 日			
鑑定等責任者 所 属			
階 級			
氏 名 ⑩			
年 月 日 において発生した火災			
に関し、収集した資料を した結果は、次のとおり			
でした。			
資 料 番 号	第	号	品 名
鑑 定 等 の 別			
鑑 定 等 の 実 施 日 及 び 場 所	平 成	年	月 日 (場 所)
実 施 者			

第14号様式（第22条関係）

鑑 定 等 依 賴 書

津市消 署第 号
年 月 日

様

津市 消防署長 (氏 名) 印

火災原因調査のために必要があるので、別添資料に係る次の事項について、鑑定等を依頼します。

資 料 品 名	数 量
---------	-----

依 賴 事 項

第 1 5 号様式（第 2 2 条関係）

鑑 定 等 処 分 承 諾 書

年 月 日

（宛先）津市 消防署長

（〒 ）

住 所
職

氏 名
電 話

印

火災調査のため、次の資料について鑑定（試験）すること
を承諾します。

なお、鑑定の後は、処分・返還してください。

記

火 災 原 因 判 定 書

年 月 日

判定者 所 属
階 級
氏 名

㊟

年 月 日 において発生した
火災の原因を、本職は、次のとおり判定しました。
記

第 17 号様式の 1 (第 26 条関係)

火災番号 総合

建物等不動産り災申告書

年 月 日

(宛先) 津市 消防署長

$$(\overline{\tau})$$

申告者 住 所

(連絡先:電話)

職

氏 名 (印)

(生年月日 年 月 日)

1	り災物件と申告者との関係			所有者・管理者・占有者						
2	り 災 年 月 日			年 月 日						
3	り災物件の所在地									
4	ア	建 築 ・ 購 入 年 月 日		記 録 ・ 記 憶 ・ 推 定 ・ 不 明						
				年 月 日						
	イ	建 築 又 は 購 入 の 価 格		記 録 ・ 記 憶 ・ 推 定 ・ 不 明						
				3.3 m ² （坪）当たりの金額		建物の総金額				
				円		円				
	ウ	取得後の経過	修繕・改築	年 月 日		修繕・改築の箇所・面積		要した金額		
						m ²		円		
						m ²		円		
増築			年 月 日		増築の概要		増築面積		要した金額	
							m ²		円	

5	り災前 の建物 詳細	建物の用途	構 造	屋 根	外 壁	階 数	建築面積	延 面 積	
						階	m ²	m ²	
6	居住世帯数	世 帯			居住人員		人		
7	建 物 の り 災 状 況	1 階焼損床面積		2 階焼損床面積		3 階焼損床面積			
		m ²		m ²		m ²			
		1 階焼損表面積		2 階焼損表面積		3 階焼損表面積			
		m ²		m ²		m ²			
8	建物・ 収容物以外 のり災状況	り災物件名	数 量 又 は 面 積	購入等の時期			購入等の金額		
				年	月	日			
9	火災 保険	契約会社名		契約時期			保険金額		
				年 月 日			円		
		契 約 対 象 者							
		契 約 者 氏 名							

(注) 記載は、別紙記載要領書に従い行ってください。

第 17 号様式の 1 の別紙

建物等不動産り災申告書記載要領書

- 1 この申告書は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 34 条に基づいて提出を求めるものであります。
- 2 この申告書は、建物 1 棟について 1 枚提出してください。
- 3 この申告書には、建物の平面図を添付してください。
- 4 この申告書は、り災した日から起算して 5 日以内に提出してください。
- 5 この申告書は、り災証明書の発行の参考にするので正確に記入してください。

《記載要領》

1 （1 の欄）

り災物件と申告者の関係の欄は、あてはまるものを○で囲んでください。

2 （4 の欄）

アの欄

建築・購入年月日は、記録、記憶又は推定に基づくものか、あるいは、不明かを○で囲んでください。

イの欄

建築又は購入の価格は、記録、記憶又は推定に基づくものか、あるいは、不明かを○で囲んでください。

また、建築又は購入価格は、建物の建築又は購入に要した費用の総額（手数料等を除く。）をいいます。

ウの欄 取得後の経過

建物を取得してから、り災するまでの間に修繕又は改築した箇所又は増築の概要を具体的に記入してください。

3 （5 の欄）

建物の用途の欄は、住宅、店舗、倉庫、物置、車庫、作業場のように使用されている用途を記入してください。

また、構造の欄は、木造、防火、簡易耐火、耐火、その他に分かれるので該当する名称を記入してください。

4 （8 の欄）

り災物件名の欄は、建物及び収容物以外のもので、塀の類、庭木の類、看板などり災したものを記入してください。

第17号様式の2（第26条関係）

火災番号 総合

収容物り災申告書

年 月 日

(宛先) 津市 消防署長

$$\left(\overline{\tau} \right)$$

申告者 住 所

(連絡先：電話)

職

氏 名 (印)

(生年月日 年 月 日)

[illegible]

[illegible]

(注) 記載は、別紙記載要領書に従い行ってください。

第 17 号様式の 2 の別紙

収容物り災申告書記載要領書

- 1 この申告書は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 34 条に基づいて提出を求めるものであります。
- 2 この申告書は、り災した物件の所有者ごとに（世帯にあっては、世帯主でよい。）区分して提出してください。
- 3 この申告書には、家具の配置図を添付してください。
- 4 この申告書は、り災した日から起算して 5 日以内に提出してください。
- 5 この申告書は、り災証明書の発行の参考にするので正確に記入してください。

《記載要領》

- 1 り災物件と申告者の関係の欄は、当てはまるものを○で囲んでください。
- 2 再使用の可否の欄は、当てはまるものを○で囲んでください。

再使用の可否の内容は、次のとおりです。

 - ・可能：修繕等をし、再使用が可能なものをいう。
 - ・不能：再使用のできないもの、また修繕費がその物件の価値に比べて高すぎるものをいう。

第 1 7 号様式の 3 （第 2 6 条関係）

車両・船舶・航空機り災申告書 年 月 日 （宛先）津市 消防署長 （〒 ） 申告者 住 所 （連絡先：電話 ） 職 氏 名 ⑩ （生年月日 年 月 日）						
1	り災物件と申告者との関係		所有者 ・ 管理者 ・ 占有者			
2	り 災 年 月 日		年 月 日			
3	り 災 場 所					
4 車 両 自 鉄 動 道 車 車 両	ア	運 転 者 氏 名	(生年月日 年 月 日)			
	イ	用 途 別				
	ウ	車 両 番 号		年式・車名		
	エ	購 入 時 期	年 月 日	購入時価格	円	
	オ	り 災 状 況	焼損箇所		破損箇所	
カ	トン数・定員数		り災時の乗用数	人		

5 船 舶 ・ 航 空 機	ア	船 名 ・ 機 名			
	イ	船 長 ・ 機 長 名	(生 年 月 日 年 月 日)		
	ウ	用 途 別			
	エ	トン数・定員数		り 災 時 の 乗 員 数	人
	オ	型 式			
	カ	就 航 時 期	年 月 日		
	キ	購入・建造時期	年 月 日	購入・建造時価 格	円
	ク	り 災 状 況	焼 損 箇 所		破 損 箇 所
6 積 載 物	ア	積 載 物	焼 損 物 件 名		破 損 物 件 名
	イ	積 載 物 と の 関 係	所 有 者 ・ 管 理 者 ・ 占 有 者		
	ウ	住 所			
	ウ	氏 名	(生 年 月 日 年 月 日)		
7 火 災 保 険	契 約 保 険 会 社 名				
	契 約 期 日	年 月 日	契 約 金 額	円	
	契 約 対 象 物				
	契 約 者 氏 名				

(注) 記載は、別紙記載要領書に従い行ってください。

第 17 号様式の 3 の別紙

車両・船舶・航空機り災申告書記載要領書

- 1 この申告書は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 34 条に基づいて提出を求めるものであります。
- 2 この申告書は、車両・船舶・航空機の機体ごとに提出してください。
- 3 この申告書は、り災した日から起算して 5 日以内に提出してください。
- 4 この申告書は、り災証明書の発行の参考にするので正確に記入してください。
- 5 積載物がり災した場合は、別に「収容物り災申告書」を提出してください。

《記載要領》

- 1 （1 の欄）
り災物件と申告者の関係の欄は、当てはまるものを○で囲んでください。
- 2 （4 の車両の欄）
イの欄
用途別の欄には、乗用・貨物・貨物乗用・タクシー・乗合バス・機関車・貨車・客車などの別を記入してください。
オの欄
り災状況の欄の焼損・破損の内容は、次のとおりです。
 - ・焼 損：燃えたもの、熱で壊れたもの及び煙で汚れたものをいう。
 - ・破 損：消火のために汚れたものをいう。
- 3 （5 の船舶・航空機の欄）
ウの欄
用途別の欄には、客船・貨物船・貨客船・タンカー・作業船・旅客機・貨物機・観測機・練習機などの別を記入してください。
クの欄
り災状況の欄の焼損・破損の内容は、次のとおりです。
 - ・焼 損：燃えたもの、熱で壊れたもの及び煙で汚れたものをいう。
 - ・破 損：消火のために汚れたものをいう。
- 4 （6 の積載物の欄）
この 6 の欄には、申告者と積載物の所有者等が異なる場合のみ氏名を記入してください。
アの欄
積載物の欄には、損害を受けた物の品名を記入してください。
り災状況の欄の焼損・破損の内容は、次のとおりです。
 - ・焼 損：燃えたもの、熱で壊れたもの及び煙で汚れたものをいう。
 - ・破 損：消火のために汚れたものをいう。
イの欄
積載物との関係欄は、あてはまるものを○で囲んでください。

第 17 号様式の 4 (第 26 条関係)

火災番号 総合

立木・その他り災申告書

年 月 日

(宛先) 津市 消防署長

$$\left(\overline{\tau} \right)$$

申告者 住 所

(連絡先：電話)

職

氏 名 (印)

(生年月日 年 月 日)

[illegible]

		品名	数量	単価 (円)	購入時期			購入時 価格(円)	再使用 可能・不能
					年	月	日		
5	その他								
	その他								

(注) 記載は、別紙記載要領書に従い行ってください。

第 17 号様式の 4 の別紙

立木・その他り災申告書記載要領書

- 1 この申告書は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 34 条に基づいて提出を求めるものであります。
- 2 この申告書は、り災した日から起算して 5 日以内に提出してください。
- 3 この申告書は、り災証明書の発行の参考にするので正確に記入してください。

《記載要領》

1 （1 の欄）

り災物件と申告者の関係の欄は、当てはまるものを○で囲んでください。

2 （4 の欄）

枯死・再生の別の欄には、当てはまるものを○で囲んでください。

枯死・再生の別の内容は、次のとおりです。

- ・枯 死：火災により枯れ死ぬ等、再生育不能のものをいう。
- ・再 生：火災による影響を受けているが、今後生育する見込みのあるものをいう。

3 （5 の欄）

再使用の可否の欄には、当てはまるものを○で囲んでください。

再使用の可否の内容は、次のとおりです。

- ・可 能：修繕等をし、再使用が可能なものをいう。
- ・不 能：再使用できないもの及び修繕費がその物件の価値に比べて高すぎるものをいう。

第18号様式の1（第34条関係）

火災番号 総合

火災損害調査書

年 月 日

調査者 所 属

階 級

氏 名

印

火災	出火日時		年 月 日 時 分 頃						
	出火場所								
火災種別			1建物	2林野	3車両	4船舶	5航空機	6その他	爆発
用途									
り災順位			火元						
焼損程度									
建物 詳細	構造								
	階数		階	階	階	階	階	階	階
	延面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	焼損床面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	焼損表面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
り災世帯	全損		世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	半損		世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	小損		世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	計		世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
死傷者	火災	死者	人	人	人	人	人	人	
		傷者	人	人	人	人	人	人	
	爆発	死者	人	人	人	人	人	人	
		傷者	人	人	人	人	人	人	
建物損害	焼き		千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	消火								
	爆発								
	計		千円	千円	千円	千円	千円	千円	

り災順位		火 元				
建 損 物 等 収 容 物 害	焼 き	千円	千円	千円	千円	千円
	消 火					
	爆 発					
	計					
建 以 物 外 等 の 収 損 容 害	焼 き					
	消 火					
	爆 発					
	計					
車 両 損 害	焼 き					
	消 火					
	爆 発					
	計					
船 舶 損 害	焼 き					
	消 火					
	爆 発					
	計					
航 空 機 損 害	焼 き					
	消 火					
	爆 発					
	計					
林 野 損 害	焼 き					
	消 火					
	爆 発					
	計					
そ の 他 損 害	焼 き					
	消 火					
	爆 発					
	計					
損 害 額 合 計		千円	千円	千円	千円	千円

建物等不動産損害明細書

火災番号 総合

り災順位				建物用途				焼損程度						
り災建物	所在地													
	り災者	1所有者	住所											
		2管理者	職											
		3所有者	氏名					生年月日		年 月 日				
建物状況	建築時期		構造		屋根		外壁		階数		世帯・人員			
									地上階		地下階			
	延べ面積		建築面積		建築時単価		時価単価		時価		価格			
	㎡		㎡		円		円		円		円			
焼 き 損 害	焼 損 床 面 積													
	地上階		地上階		地上階		地上階		計		損害単価		合計額	
	地下階		地下階		地下階		地下階							
	㎡中		㎡中		㎡中		㎡中		㎡中					
	㎡		㎡		㎡		㎡		㎡		千円		千円	
	焼 損 表 面 積													
	地上階		地上階		地上階		地上階		計		損害単価		合計額	
	地下階		地下階		地下階		地下階							
	㎡中		㎡中		㎡中		㎡中		㎡中					
	㎡		㎡		㎡		㎡		㎡		千円		千円	
その他の損害箇所及び状況										損害単価		合計額		
										千円		千円		
消火損害	損害箇所及び状況										損害単価		合計額	
										千円		千円		
爆発損害	損害箇所及び状況										損害単価		合計額	
										千円		千円		
り災世帯	全損		半損		小損		計		損害総合計額					
	世帯人		世帯人		世帯人		世帯人		千円					
備考														

第 18 号様式の 3 (第 34 条関係)

收容物損害明細書

火災番号 総合

[illegible]

[illegible]

第 18 号様式の 4（第 34 条関係）

車両・船舶・航空機損害明細書

火災番号 総合

り災順位		焼損程度		り災区分	通行中・停止中・修理中
り災場所					
り災者	住 所				
	職・氏名	(生年月日 年 月 日)			
所有者 管理者 占有者	住 所				
	職・氏名	(生年月日 年 月 日)			
車両 自動車 鉄道車両	車両番号			年式及び車名	
	用 途 別			トン数・定員	
	購入時期	年 月 日		購入価格	
	経過年数	年 月		運転者氏名	(歳)
船舶 ・ 航空機	船名・機名			年式及び車名	
	用 途 別			トン数・定員	
	購入 建造 時期	年 月 日		購入 建造 時期	
	就航時期	年 月 日		経過年数	年 月
	機長・船長名	(歳)			
車両 等	区 分	り 災 箇 所			損 害 額
	焼 き 損 害				千円
	消 火 損 害				千円
	爆 発 損 害				千円
積 載 物	区 分	品 名	数 量	損 害 額	
	焼 き 損 害			千円	
	消 火 損 害			千円	
	爆 発 損 害			千円	
損 害 総 額		千円			
備 考					

第 18 号様式の 5（第 34 条関係）

林野・その他損害明細書

火災番号 総合

り 災 順 位				焼 損 程 度		
り 災 場 所						
り 災 者	所 有 者 管 理 者 占 有 者	住 所				
		職・氏名	(生 年 月 日 年 月 日)			
林 野	区 分	り 災 物 件 名	数 量	損 害 単 価	合 計 金 額	
	焼 き 損 害			千 円	千 円	
	消 火 損 害			千 円	千 円	
	爆 発 損 害			千 円	千 円	
そ の 他	区 分	り 災 物 件	数 量	損 害 単 価	合 計 金 額	
	焼 き 損 害			千 円	千 円	
	消 火 損 害			千 円	千 円	
	爆 発 損 害			千 円	千 円	
損 害 総 額		千 円				
備 考						

火災番号 総合

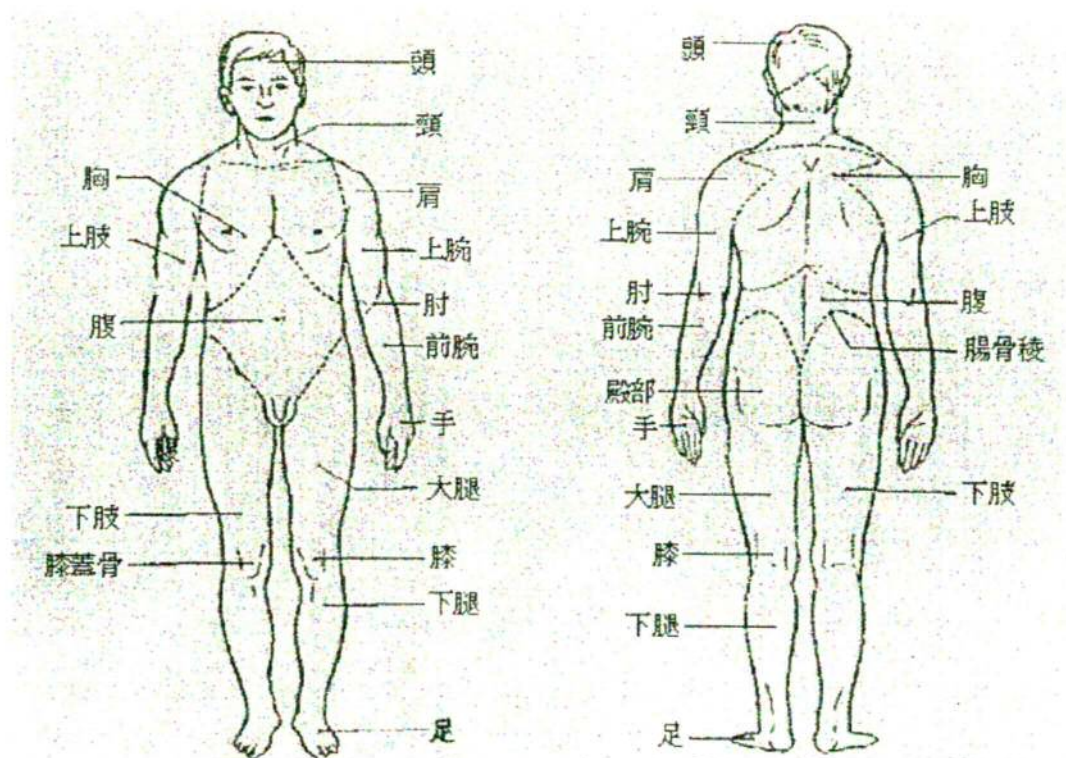
							年	月	日	
							調査者 所属 階級 氏名			(印)
火災	出火時刻	年 月 日 (曜日) 時 分頃								
	出火発生場所									
	火災事故種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他	7 爆発		
負傷者	住所									
	氏名	(歳)	生年月日	年 月 日	性別	男・女				
	職業									
	傷病名		負傷程度	1 重症 2 中等症 3 軽症						
	受傷原因									
	受傷時の状況									

負傷者の区分及び負傷程度									
区分	消防吏員	消防団員	応急消火義務者	その他の者		計			
				自損	その他				
重症									
中等症									
軽症									
30日死者									
負傷者の避難方法									
区分	自力避難			消防隊による避難	避難の必要なし	その他	計		
	施設	器具	その他						
0～5歳									
6～64歳									
65歳～									
負傷者の性別年齢区分									
年齢	0～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45
男性									
女性									
年齢	46～50	51～55	56～60	61～64	65～70	71～75	76～80	81～	計
男性									
女性									

区 分		負 傷 者 の 受 傷 原 因														計	
		0 歳～5 歳					6 歳～64 歳					65 歳～					
		消 火 中	避 難 中	就 寝 中	作 業 中	そ の 他	消 火 中	避 難 中	就 寝 中	作 業 中	そ の 他	消 火 中	避 難 中	就 寝 中	作 業 中		そ の 他
火災にあおられる 高温の物質に接触																	
煙 を 吸 う																	
飛 散 物 ・ 擦 過																	
放 射 熱																	
飛 び 降 り																	
そ の 他																	
備 考																	

※ 細枠は、負傷者 1 人につき 1 枚記入。
太枠は、負傷者の合計を 1 枚に記入。後の枚数は、斜線を引く。

受 傷 部 位 図



第 2 0 号様式（第 3 5 条関係）

死 者 調 査 書

										調査表枚数	
										枚	枚のうち
年 月 日											
調査者 所属											
階級											
氏名 ⑩											
火災	出 火 時 刻	年 月 日 (曜 日) 時 分 頃									
	出火発生場所										
火災 種別	火災事故種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他	7 爆発			
	コ ー ド										
区 分	火 災 番 号	死者の区分	死傷者の発生した火災の種別				出 火 者	火元・類焼			
	総合										
コード											
死 者	住 所										
	氏 名	(歳)						性別	男・女		
	職 業					生年月日	年 月 日				
	区 分	1 消防吏員 2 消防団員 3 応急消火義務者 4 消火協力者 5 その他の者									
	死 因										
	死亡時の状況										
区 分	死 者 の 年 齢	死 者 の 性 別	死 者 の 職 業	作業中の死亡		火気取扱中		死 因			
	歳										
コード											
区 分	起 床	飲 酒	傷 病	寝 た き り	身体不自由者		死者の発生した経過				
コード											

死者の発生した建物等	り 災 前 の 状 況													
	区分	業態	用途	防火対象物等 (車両区分)	構造	階数(階)		建築面積	延べ面積					
						地上	地下							
						階	階	m ²	m ²					
	コード													
	区分	建物の損害状況				防火管理者の状況								
		焼損程度	建物の焼損 床面積	建物の焼損 表面積	防火 管理者	消防 計画	避難 誘導	消火 訓練	統括防火 管理者	点検 報告 制度	防災 物品			
			m ²	m ²										
	コード													
	消防用 設備等	消火器具	屋内 消火栓	スプリン クラー	水噴霧等	屋外 消火栓	動力消防 ポンプ	自動火災 報知	漏電火災 警報	非常警報 設備				
コード														
消防用 設備等	避難器具	誘導灯	消防用水	排煙設備	連結 送水管	連結散水 設備	非常 コンセント	無線通信 補助						
コード														
区分	火元建物等			出火時死者のいた場所					死者の発生した場所					
	出火階数		出火 箇所	屋内外 の別	階数			箇所 室等	同別	階数			箇所 室等	同別
	地上	地下			地上	地下	同別			地上	地下	同別		
コード	...	...			...	...				...	...			
出火時死者のいた建物等と同一の建物等にいた者の数(本人を除く。)							同一建物等内での死傷者数(本人を除く。)							
区分	同棟 (共同住宅の場 合は同住戸)	同室等	死者 1人	自宅 1人	施錠	車両 船舶 飛行機	死者			負傷者				
							男	女	合計	男	女	合計		
コード	人	人				人	人	人	人	人	人	人		
出火時死者と一緒にいた者の年齢 (本人を除く。)														
年齢	0～5	6～10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	61～64	65～	合計				
人数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人				
備 考														

階 級

印

火災原因損害調査報告書

火災番号		総合		署所別番号				管轄		コード		地区別				コード		
火災事故種別		1 建物		用 途 別		2 林 野		3 車 両		4 船 舶		5 航 空 機		6 その他		7 爆 発		
コ ー ド																		
火	出火・発生												防火対象物(車両の区分)		コ ー ド			
	場 所																	
元	事業所名												業態			コード		
													用途			コード		
火	元	者	住 所												火元区分			
			職 氏 名															
		生年月日		年 月 日 (歳)												1 占有者		
																2 管理者		
																3 所有者		
出 火 日 時			年 月 日		(曜日)		時 分 頃											
覚 知 時刻	入電時刻		年 月 日		(曜日)		時 分											
	指令時刻		年 月 日		(曜日)		時 分											
放水開始時刻			常備消防隊		月 日 時 分		消 防 団		月 日 時 分									
火 勢 鎮 圧 時 刻			月 日 時 分		鎮 火 時 刻		月 日 時 分											
覚 知 方 法					コード		初期消火器具				コード							
放水したポンプ台数			常備消防隊		台		消 防 団		台									
主として使用した水利			常備消防隊		コード		消 防 団				コード							
出 動 延 人 員			消防吏員		人		消防団員		人		最寄消防機関からの距離		m					
気 象 状 況	天 気		風 向		風 速		気 温		湿 度		積 雪		火災警報		火災気象通報			
					 零度以上 零度以下								発令の有・無		発令の有・無			
コ ー ド																		
常 備 ・ 非 常 備					コード				用 途 地 域				コード					
防 火 地 域					コード				特別防災区域				コード					
市 街 地 等					コード				少量危険物等				コード					
火	出 火 原 因		出 火 箇 所		発 火 源		経 過		着 火 物		火災原因							
	コ ー ド																	
原因																		

建	火元建物のり災前状況	工事の状況		コード				階数	地上	階	地下	階								
		構造	1 木造	2 防火	3 準耐火(木造)	4 準耐火(非木造)	5 耐火	6 その他												
		コード																		
		建築面積		m ²		延べ面積		m ²												
		区分	防火管理者	消防計画	避難誘導	消火訓練	統括防火管理者	定期点検報告	防炎物品											
		コード																		
		消防用設備等	消火器具	屋内消火栓	スプリンクラー	水噴霧等	屋外消火栓	動力消防ポンプ	自動火災報知	漏電火災警報	非常警報設備									
		住宅防火対策	住宅用消火器	住宅用スプリンクラー	簡易消火用具	簡易自動消火	住宅用火災警報器等	住宅用自火報												
		コード																		
		住宅用設備等	避難器具	誘導灯	消防用水	連結送水管	排煙設備	連結散水設備	非常コンセント	無線通信補助										
住宅防火対策							寝具類	衣服類	カーテン	じゅうたん										
コード																				
火災状況	建物損傷状況	り災棟数				り災世帯数				り災人員										
		建物状況	全焼	半焼	部分焼	ぼや	棟数計	建物状況	全損	半損	小損	世帯数計	建物状況	全損	半損	小損	合計			
		火元						火元					火元							
		類焼						類焼					類焼							
		総計						総計					総計							
		出火階数		地上		階	地下	階												
		り災順位	区画コード	焼損程度	コード	焼損床面積(m ²)	焼損表面積(m ²)	損害額(千円)		火災										
		火元																		
総計																				
林野火災	焼損面積(a)			車両火災	焼損数(台)			船舶・航空機火災	焼損数			その他火災	焼損面積(m ²)			爆発	焼損棟数			車両等数
	損害額(千円)				損害額(千円)				損害額(千円)				損害額(千円)				損害額(千円)			
	死者				死者				死者				死者				死者			
	負傷者				負傷者				負傷者				負傷者				負傷者			
総計		損害額(千円)				死者(人)				負傷者(人)										
特記事項																				